

Business Certificate news

No. TCCI-0084

Date : 2017 年 4 月 24 日

申請者 各位

原産地証明書における改ざんについて（注意喚起）

東京商工会議所が発給した原産地証明書には、いかなる理由があっても発行者である当所の許可なく申請者が、記載内容を変更することはできません。認証・発給後の追記（捺印・署名も含む）・訂正は、原産地証明書の改ざんに該当し、商工会議所貿易関係証明罰則規程が適用され、処分対象となります。ご注意ください。

【当所に通知することなく追記・訂正が行われた改ざん例】

- 原産地証明書記載の内容に変更（出港日や便名、商品数の変更など）があったので東京商工会議所に通知することなく発給後に訂正を加えた
- 発給後に海外の取引先より依頼があったので、内容を追記、会社のスタンプを捺印、署名した

【商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程】

第 10 条 申請者は、発給者に断りなく、発給者が交付した原産地証明書を訂正してはならない。

【商工会議所貿易関係証明罰則規程】

第 4 条 原産地証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、次の各号に従って処分する。

- (1) 輸出者名の改ざんは、申請者および代行業者の登録を抹消する。
- (2) 前号以外の事項の改ざんは、1 年以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

(参考) 商工会議所の証明について

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/about/

原産地証明書 記載欄別記載要領

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/coo06/

原産地証明書の認証後の訂正可否判断チェック表

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/coo16/

以 上

【本件問い合わせ先】 証明センター TEL : 03-3283-7610